

木津川市上下水道事業公告第16号

木津川市新水道ビジョン中間改訂業務について、公募型プロポーザル方式を実施しますので下記のとおり公告します。

令和5年6月15日

木津川市上下水道事業管理者職務代理者

上下水道部長 三宅 正樹

記

1 業務概要

- (1) 業務名 木津川市新水道ビジョン中間改訂業務
- (2) 業務内容 別添「木津川市新水道ビジョン中間改訂業務仕様書」に記載のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和6年9月30日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業で次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 本件の公告日から契約の締結日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 木津川市の令和5年度測量・建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格を有するもので、土木関係コンサルタント業務の「上水道及び工業用水」を希望する者であること。

- (7) 過去10年間（平成25年度～令和4年度）において、水道ビジョン策定（改訂）業務及び水道事業のアセットマネジメント（タイプ3C（標準型））業務の受託実績を有していること。
- (8) 公営企業会計に精通し、水道事業における経営戦略策定（改訂）業務の受託実績を有していること。
- (9) 本業務を契約締結できる本社、支店または営業所が近畿圏内に置かれていることとする。

3 手続等

(1) 担当課

木津川市上下水道部業務課総務係

〒619-0221 木津川市吐師上柏谷17番地1

電話番号：0774-72-0203（代）、0774-75-1250（直）

FAX番号：0774-72-7331

E-mail：gyomu@city.kizugawa.lg.jp

(2) 関係資料の配布期間等

①資料名

木津川市新水道ビジョン中間改訂業務公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）

木津川市新水道ビジョン中間改訂業務仕様書（以下「仕様書」という。）

②配布期間

令和5年6月15日（木）から令和5年7月6日（木）まで

③配布方法

木津川市ホームページからダウンロードする方法により行う。

トップページ>事業者向け>入札・契約情報>公募型プロポーザルの実施について（業務課）>「木津川市新水道ビジョン中間改訂業務」公募型プロポーザルの実施について <https://www.city.kizugawa.lg.jp/>

(3) 参加申込書の提出

受付期間 令和5年6月15日（木）から令和5年7月6日（木）まで

提出先 木津川市上下水道部業務課

提出方法 持参または郵送

4 その他

詳細は「実施要領」及び「仕様書」による。